



平成27年 3月 2日

各 位

会 社 名 株式会社ウィル
 代 表 者 名 代表取締役 坂根 勝幸
 (コード番号：3241)
 問 合 せ 先 代表取締役 友野 泉
 役 職 ・ 氏 名
 電 話 0797-74-7272

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 3月 2日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年 3月 27日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条（招集権者および議長）並びに第22条（取締役会の招集権者および議長）に定める、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役社長から代表取締役に変更するものであります。
- (2) 経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第2項に定める、役付取締役に取締役会長を定めることができる旨を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (代表取締役および役付取締役) 第21条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行のとおり) 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長1名</u> 、 <u>取締役社長</u> 1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成27年3月27日（金）

定款変更の効力発生予定日

平成27年3月27日（金）

以上